

日程第十六 議案第六十二号
日程第十七 議案第六十三号
日程第十八 議案第六十四号
日程第十九 議案第六十五号
日程第二十 議案第六十六号
日程第二十一 議案第六十七号
日程第二十二 議案第六十八号
日程第二十三 陳情第四—七号
日程第二十四 陳情第四—八号
日程第二十五 陳情第四—九号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
福生市表彰条例に基づく一般表彰について
福生市表彰条例に基づく一般表彰について
福生市表彰条例に基づく一般表彰について
福生市表彰条例に基づく一般表彰について
福生市表彰条例に基づく一般表彰について
市道路線の認定について
西多摩交通圏を個人タクシー認可地域とすることの陳情書
保育時間の延長を求める陳情書
納税者の権利憲章の制定を求める陳情書

午前十時 開議

○議長（赤星行人君） ただいまから平成四年第二回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（赤星行人君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 齋藤 巽君登壇）

○議会運営委員長（齋藤 巽君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

本日の日程でございますが、昨日残りました議案等の順に日程を編成いたしました。また、その伝達方法につきましては、議長から演壇のところで表彰を受ける議員さんに表彰状をお渡しすることという方法で行いたいと思います。

以上のように議会運営委員会としては決定をいたしましたので、御報告させていただきます。

○議長（赤星行人君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますのでよろしく願いをいたします。

○議長（赤星行人君） それでは、これより全国市議会議長会より表彰されました堀川實君に対して表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（古谷正夫君） 堀川 實議員、御登壇願います。

（堀川 實議員登壇）

○議長（赤星行人君） 「表彰状、福生市堀川 實殿。あなたは市議会議員として十年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第六十八回定期総会にあたり、本会表彰規定により表彰いたします。平成四年五月二十七日、全国市議会議長会会長鈴木正之」

おめでとうございます。(拍手)

以上で表彰状の伝達を終了いたします。

〇議長(赤星人君) これより日程に入ります。

日程第一、報告第一号、専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

〇企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、報告第一号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

御承知のとおり地方税法の一部を改正する法律案が第一二三国会に提出され、可決成立いたしました。三月三十一日付けで交付され、四月一日から適用されることになりました。したがって、福生市税賦課徴収条例の改正を行う必要が生じたわけでございますが、議会にお諮りする暇がございませんでしたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日付けをもって福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、ここに御報告申し上げますとともに、御承認をいただこうとするものでございます。

それでは、お手元の条例第二十九号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の内容について御説明申し上げます。まず、第二十四条第二項中「四万円」を「八万円」に改める規定でございますが、これは個人住民税の均等割のみを課せられるものの、非課税限度額を改正しようとするもので、平成三年度に引き続きまして生活扶助額及び生活保護基準額が引き上げられたことに伴いまして、個人住民税の均等割額及び所得割額の非課税限度額が改正されるものです。引き上げの内容といたしましては、均等割のみを課すべきものに係わる均等割額の非課税基準について、控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合の加算額を「四万円」から「八万円」に引き上げることとしたものでございます。ちなみに、給与所得者で

夫婦及び子供二人の標準世帯では所得金額が百四十四万円、収入金額で二百二十九万円以下のときは均等割額は非課税となります。

次に、第三十一条第二項は地方自治法の一部改正によりまして、自治体の認可を受けた自治会等の地縁団体については公益法人等とみなされることになりましたことによります規定の整備でございます。

次に、第六十条第二項の改正は、特定市街化区域農地に係る貸家住宅及び宅地について固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものが申告書を提出するときの規定で、申告内容等を整備するための改正でございます。

次に、附則第八条の二第二項第一項は個人市民税の所得割の非課税の範囲の改正で、これは生活保護基準額の引き上げに見合った非課税限度額の引き上げによって税負担を軽減することを目的とするもので、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を現行の「十五万円」から「十九万円」に引き上げる改正をしようとするものでございます。先ほどと同様に、給与所得者で夫婦及び子供二人の標準世帯では、所得金額が百五十五万円、収入金額で二百四十五万円以下のときは所得割額が非課税となります。

次に、附則第十条第三項はみなし法人課税の特例が廃止されたことによります規定の整備でございます。次に、第十三条については、固定資産税の特例に関する用語の定義の規定に、農地課税相当額を加えるものでございます。

次に、附則第十五条の四の二は今回新たに追加されました規定でございます。これは三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税の徴収方法が新たに加えられますことになり、改正であります。第一項は納税者の申請により市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに市街化区域農地以外の農地になる——いわゆる保全する農地ということでございますけれども——ことが確定であるとして市長が認めた場合には、農地課税相当額を仮に算定した税額として平成四年度の固定資産税を徴収することができるとを定めており、第二項は申請書の整備規定でございます。

次に、附則第十八条の二は特別土地保有税に関する読替え規定でございますが、地方税法の改正されたことによります規定の整備でございます。

次に、附則第十八条の二の四の第一項の改正は、特別土地保有税の特例措置の適用期限を一年延長して、平成五年三月三十一日までに改めるものでございます。

附則第十八条の三の削除につきましては、みなし法人課税の特例が廃止されたことによるものでございます。

附則といたしまして、第一条は改正条例の施行期日でございまして、本条例の施行日を平成四年四月一日からとすることを定めようとするものでございます。ただし、附則第十条第三項を削る改正規定及び附則第十八条の三の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成六年四月一日から施行しようとするものでございます。第二条においては、本条例の改正に伴い市民税に関する経過措置について二項にわたって定め、第三条はみなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例に関する経過措置について、第四条は固定資産税に関する経過措置について、第五条は特別土地保有税に関する経過措置について、二項にわたって定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、専決処分によります条例改正の内容についての説明とさせていただきます。何とぞ原案のとおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって報告第一号は、原案のとおり承認されました。

○議長（赤星人君） 日程第二、報告第二号、専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第二号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本専決処分は、先ほど御承認いただきました福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分と同様、地方税法の一部改正によるものでございまして、本条例についても議会にお諮りする暇がございませんでしたので、地方自治法の規定により、三月三十一日付けをもって福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げます。御承認をいただこうとするものでございます。

それでは、条例第三十号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の内容についての説明を申し上げます。今回の改正は、市街化区域農地に課する平成四年度分の都市計画税について、固定資産税と同様に徴収方法等の特例を設ける規定を追加しようとするもので、附則第六項から附則第二十項までを一項づつ順次繰り下げ、附則第五項の次に追加規定を附則第六項として加えようとするものでございます。

次に、附則といたしまして第一項は本条例の施行日を平成四年四月一日からと定めようとするものでございます。第二項においては、本条例の改正に伴う経過措置について定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[illegible]

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第四十九号、福生市の休日を決める条例の内容について御説明申し上げます。

それでは、改正内容につきましては御説明を申し上げます。本条例第二条第一項の市の休日を決める事項中、第一号の現行の「並びに毎月第二土曜日及び第四土曜日」とあるのを「及び土曜日」に改め、すべての土曜日が市の休日になる改正をいたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由並びに改正内容の説明といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

ただけますか。

市民サービスの低下を防ぐ手段ということでございますけれども、一応法律等の関係もございまして、現在の窓口の諸証明、印鑑証明なども含めましてすべてという形にはなかなかないわけでございます。そのうちの一部については電話予約による交付の方法、あるいは郵送方式による交付の方法、そういったことについて現在検討を進めている、そういうことでございまして、できるだけ八月一日に間に合うように整備を急いでおるところでございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君）

議論ではないのですね。休むことは重要だけれども、その代わりとなるような形での対応というのがむしろ提案の中に具体的に示されて、それで条例が出される方が僕は望ましいというふうには思っています。もしも市民に不便をかけないというふうな前提であるならば、ということですね。終わります。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第四十九号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第四、議案第五十六号、福生市職員の育児休業等に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第五十六号、福生市職員の育児休業等に関する条例につきまして、提案理由及びその内容について御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、御承知のとおり、公務員に対する育児休業制度につきましては、昭和五十年に女子の教育職員、看護婦、保母等の特定職種の女子職員につきまして、人材確保を目的といたしました制度として育児休業法が制定されましたが、すべての職員を対象とした制度ではございませんでした。そこで、平成三年十二月に全職員を対象とした国家公務員の育児休業等に関する法律とともに、地方公務員の育児休業等に関する法律が成立し、平成四年四月一日から施行されました。この間、当市におきましては他市と同じく平成元年三月、女子職員を対象とした福生市女子職員育児休業に関する規則を定

め、生後一年に達しない乳児を育てる者が当該乳児が満一歳に達する日までの期間に限り育児休業の承認制度を制定し、今日までその制度により運用してまいりましたが、既に法律により地方公務員の育児休業制度が制定されましたので、この法に基づく制度へ移行しようとするものでございます。しかし、この制度は職員の育児休業に関する必要な事項は一部条例に委ねて定めることとなっております。また、条例の準則に添いまして福生市職員の育児休業等に関する条例を制定しようとするものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして御説明を申し上げます。まず、第一条は趣旨規定でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律を運用するに当たりまして、条例に定める必要な事項を定めることを規定したもので、具体的に条例制定を明示したものでございます。

次に、第二条についてでございますが、第二条は育児休業をすることができない職員を定めたもので、法で定める非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児休業の承認を請求する日から起算して一年以内に任期が満了する職員や、定年退職する職員、定年後に退職の特例者として引き続き勤務している職員、さらに育児休業により養育しようとする子を配偶者が育児休業法、その他の法律により育児休業している職員、そのほか育児しようとする子を職員以外の当該子供の親が常に養育することができるところにおける当該職員は育児休業することができない職員であることを定めたものでございます。

次に、第三条についてでございますが、育児休業法は法により子供が一歳に達する日までに一回のみと定めておりますが、例外として再度の育児休業をすることができるところの場合の特別の事情を定めたものでございます。第一号といたしましては、育児休業している職員が産前休や出産により育児休業の効力を失った後に当該産前休、または出産に係る子供が死亡したり、あるいは養子縁組等により職員と別居するようになったとき。第二号といたしましては、育児休業している職員が休職、または停職処分による育児休業の効力を失った後に当該休職、または停職が終了したとき。第三号としては、子供を養育している配偶者が負傷または疾病により入院したとき、配偶者と別居したこと、その他育児休業の終わるまでに予測できない事実が生じ、当該育児休業に係る子どもについて再度の育児休業をしなければ養育に著しい障害が生じることになったときが、例外として再度の育児休業をすることができるところの特別の事情の内容でございます。

次に、第四条は育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めたもので、配偶者が負傷、または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他育児休業期間の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子供について育児休業の期間の再度の延長をしなければその子供の養育にいちじるしい支障が生じることとなったときは期間の延長を認めることを規定するものでございます。

次に、第五条についてでございますが、育児休業の承認の取消事由を定めたもので、育児休業している職員が当該育児休業に係る子供を養育しなくなったとき以外に、育児休業に係る子供を職員以外の当該子供の親が常態として養育することができなくなったことを定めるものでございます。

次に、第六条につきましては、育児休業の部分休業をすることができない職員を定めるもので、法に定める非常勤職員及び配偶者がこの法律により育児休業している職員、条例で定めるものとしては部分休業しようとする時間に、部分休業により養育しようとする子供を職員以外の当該子供の親が養育することができる場合は部分休業ができることを定めたものでございます。

次に、第七条及び第八条は部分休業について定めておりまして、まず、第七条の部分休業が認められる時間でございますが、正規の勤務時間の初め、または終わりに限り一日を通して二時間を超えない範囲で職員の託児の対応、通勤の状況等から必要とされる時間について三十分を単位として行うこととするものでございます。この場合、部分休業する女子職員が、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十条、第一項、第七号の規定で育児時間を認められているものについては、二時間からこの育児時間を減じた時間を部分休業の時間の限度とするものでございます。また、第八条は部分休業をとった職員の給与について、その勤務しない一時間につき福生市の一般職の職員の給与に関する条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額することを定めようとするものでございます。

次に、第九条につきましては、部分休業の承認の取り消しについては、条例第五条育児休業の規定を準用することを定めたものでございます。

それから、第十条につきましては委任事項で、施行に關して必要な事項は規則に委任する規定でございます。

次に、附則でございますが、第一項は本条例の施行期日を定めたもので、本条例は交付の日から施行します。

ようとするものでございます。

次の第二項及び第三項につきましては、育児休業給の月額等を定めたもので、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業については、休業中の職員については無給となっておりますが、法附則第五条第二項によって旧法の適用をされた保母等については、当分の間、育児休業している期間について育児休業給として地方公務員等共済組合法第百十四条第三項の規定に基づき算定された共済組合掛金相当額の育児休業給を支給するものとなることになっており、その支給に關しては規則で定めることを規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議事となっております議案第五十六号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第五、議案第五十号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第五十号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、先ほど議案第四十九号で御提案させていただきました福生市の休日を含める条例の一部を改正する条例で御説明を申し上げました完全土曜閉庁による週休二日制の導入に伴う条文の整備、並びに先ほど議案第五十六号で御提案させていただきました地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく福生市職員の育児休業等に関する条例の制定及び福生市女子職員育児休業に関する規則の廃止に伴うところの関係条文の整備をいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明を申し上げます。まず、第三条第一項の勤務を要しない日についてでございますが、現行は日曜日のほかに毎週第二土曜日及び第四土曜日並びに任命権者が別に定めるいわゆる週休土曜日となっておりますが、これをすべての土曜日を勤務を要しない日に改めるものでございます。

それから、第四条の職員の正規の勤務時間についてですが、現行は週休土曜日のある週とそれ以外の週について区分し、勤務の割り振りを定めておりますが、週休二日制によりすべての土曜日が勤務を要しない日に改められますので、一部条文を削除し改めようとするものでございます。

また、第七条第二項につきましては、正規の勤務時間の割り振りについて、特別の勤務に服する職員については別に定めることになっておりますので、一部条文を改めようとするものでございます。

次に、第七条の二第四号の有給休暇を定めた規定でございますが、現行の有給休暇の中に育児休業が入っておりますが、福生市職員の育児休業等に関する条例の制定に伴い育児休業が廃止されますので、削除する改正を行おうとするものでございます。

次に、第十条の二につきましては育児休業を定めた規定ですが、これも育児休業法に基づく条例の制定に伴い、全条文を削除する改正を行おうとするものでございます。

次に、附則についてですが、第一項は施行期日を定めたもので、本改正条例は交付の日から施行し、週休二日制の実施に係る第三条第一項及び第四条、第七条第二項の改正規定につきましては平成四年八月一日から施行しようとするものでございます。

また、附則第二項につきましては育児休業に係る経過措置について定めたもので、本条例の施行の際、条例第十条の二の福生市女子職員育児休業に関する規則に基づく育児休業を受けている者については、新法の地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業しているものとみなす旨の規定を定めたものでございます。

先ほどの説明の中で、第三条第一項の説明の中で、第二、第四土曜日を、その前に毎週というふうな表現をしたところでございますが、毎月の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第五十号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第六、議案第五十一号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第五十一号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、現行の福生市女子職員育児休暇に関する規則により、職員が育児休暇を受けたときは本条例第二十条二の規定により、当該育児休暇の期間中、地方公務員と共済組合法の規定による共済組合の掛金相当額の給与を支給できることになっておりますが、新たに制定された地方公務員法の育児休業等に関する法律による育児休業については、従来支給していた共済掛金相当額については、保母等の職種を除き法によって支給しないことになりましたので、育児休暇期間中の給与を定めた条文を改正しようとするものでございます。したがって、具体的な改正内容といたしましては、条例第二十条の二を全文削除いたすものでございます。

次に、附則についてでございますが、第一項は改正条例の施行期日を定めたもので、交付の日から施行しようとするものでございます。

また、第二項につきましては経過措置を定めたもので、改正前の福生市の一般職の職員の給与に関する条例、第二十条の二に基づき育児休暇の期間のうち、その条例の施行の前日までの期間に係る育児休暇中の共済組合掛金相当額の給与についてはなお従前のとおりとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十一号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 日程第七、議案第五十二号、福生市民会館条例の一部を改正する条例、日程第八、議案第五十三号、福生市公民館条例の一部を改正する条例、日程第九、議案第五十四号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例、日程第十、議案第五十五号、福生市体育館条例の一部を改正する条例の四案を一括して議題といたします。

本四案について提案理由の説明を求めます。

（社会教育部長 小野光朗君登壇）

○社会教育部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第五十二号から第五十五号につきまして、一括して提案理由とその改正内容を御説明申し上げます。

これらの社会教育施設につきましては、おかげさまで市民の文化、芸術、体育、スポーツ、レクリエーション等の活動、交流の場として広く利用されておりますが、このたび、市民の利用状況の推移や、他市の同施設との休館日との関係等からこれらの施設の休館日、現行火曜日を月曜日に改めようとするものでございます。

まず、議案第五十二号 福生市民会館条例の一部を改正する条例につきましては、第四条第一号及び第

二号中の「火曜日」を「月曜日」に改め、同条第三号につきましては字句の整備をいたそうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成五年一月一日から施行しようとするものであります。次に、議案第五十三号、福生市公民館条例の一部を改正する条例につきましても、議案第五十二号と同様、第五条第一号及び第二号中の「火曜日」を「月曜日」に改め、同条第三号につきましては字句の整備をいたそうとするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成五年一月一日から施行しようとするものであります。

次に、議案第五十四号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例につきましても同様、第四条第一号（三）は字句の整備を図り、第四条第二号（一）及び（二）中「火曜日」を「月曜日」と改め、同号（三）につきましては字句の整備をいたすものであります。

附則といたしまして、この条例は平成五年一月一日から施行しようとするものであります。

次に、議案第五十五号、福生市体育館条例の一部を改正する条例につきましても同様、第一号及び第二号中「火曜日」を「月曜日」と改め、同条第三号につきましては字句の整備をいたそうとするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成五年一月一日から施行しようとするものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第五十二号から第五十五号までの提案理由とその内容につきまして一括して御説明申し上げます。慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本四案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 今の五十二号から一括で質問しておきますけれども、大変雑駁だと思えますね、確かにおっしゃるとおり。非常に雑駁な説明だと思えます。中身についての理由はわずか十秒で終わってしまったわけで、提案理由というのはいささか書いてあるんですよ。ほかも同じなんです、頭は同じですが、

効率的な運営を図るために変えたいというふうに提案理由の説明がありますね。なおかつ部長の説明では市民の皆さんには広く利用していただいている、それは事務報告その他を見れば大変に利用が多いこともよくわかるわけです。その中で利用状況や他市の状況を勘案したら火曜日から月曜日にするのが望ましいということですね。

そうしますと、二つお聞きしますけれども、一つはこれらの、実は議案全部一括して提案されていることもあるのですが、すべての、体育館も、それから地域会館も公民館も全部同じ理由ですか。全部同じ理由だとすれば同じ中身、総務委員会に付託されることになると思えますから、詳しくやっていただきたいと思います。僕は、今議会に提案されている中身の、つまり効率的な管理、運営を図るためというところの中身を聞いてみれば、利用状況を調べ、他市のことを見たらこっちにしたいというのでしょうか。そのところについては、まず一つ目は全部の会館について同じ条件と同じ要件であるのかということが一つ。もう一つは、二つ目は、であれば、効率的な管理、運営ということと、それから利用状況を調べ、他市のことを調べたということについての関係はどういうふうになっているかをきちんと提案をしていただきたいと思えます。

○社会教育部長（小野光朗君） 確かにちょっと提案理由が雑駁というふうなことでございますのでおわび申し上げます。

一つの例といたしまして、例えば市民会館というふうなのがございまして、市民会館、公民館、体育館というのがございまして、一つの、余り細かく御説明申し上げなかったのは、例えば立川とか青梅とか羽村市、そういうところはほとんど月曜日、この施設、同様趣旨が多いのでございます。そういうことが一点ありまして、例えば担当職員、この辺ですと秋川と昭島が、福生市ができてからそれに準じて火曜日になっておりますけれども、大体二十市でもって十六市以上が月曜休館というふうなことでございまして、それから公民館についても同様、それと市民会館についても二十二設置数のうち十六月曜日休館とか、そういう面で会議が非常に火曜日とかに集中してくるということがまずございまして、それでもって非常に会議に支障がくる

ということ、それからあと、利用状況を見ますとどうしても土曜日、日曜日の利用が多いわけでございます。まして、そうしますと月曜日ちょっと休暇を取りまして、また火曜日から集中して利用するのが出てくるのではないかと、そういう御意見もありまして、それらも含めまして、今後やはり他市とに準じたり、あるいはこれからの市民の利用状況を見て、これから土曜、日曜、週休二日制が発達しますとそういう面で月曜日を休んでいただいて、火曜日からまた利用していただくというふうな、そういう細かなことがあったのですが、ちょっとその辺のところの説明を省かせていただきましたので、ちょっと雑駁に説明申し上げます。というお叱りを受けたわけでございますが、そういう経過がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○十三番（遠藤洋一君） 余り丁寧に質問する気もなかったのですけれども、もう一遍聞きますよ、いいですか。僕はこのことに、火曜日でも月曜日でもそれは合理的な理由があれば全く構わないと思っただけです。構わないと思っただけでも、じゃ何ですか、一つ目のことについていえば、まず他市が非常に多いということ、会議が月曜日に集中するからというのは市民の利用とは関係ないですね、これは。二つ目の方は関係ありますね。つまり週休二日になっていったから、二日休む、土日の利用が多いから月曜日になるべくお休みをしていたきたい、しかしそれは管理、運営上の問題です。そういふことか、あるいは確かに効率的な管理、運営ということだというふうには思います。これは納得しますけれども、最後にお聞きしたいのは、市民の皆さんの具体的な要求、要望というのは、月曜日にしてほしいという形では、具体的にどのような形で出ていますか。

○議長（赤星行人君） 十一時五分まで休憩いたします。

午前十時四十九分 休憩

午前十一時五分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育部長（小野光朗君） それでは、遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

ちょっと提案理由、その他説明が不十分で申しわけございません。結局いろいろと館の運営上、いろいろと市民の方と接するわけでございますけれども、やはり今までのニーズの中ではやはり月曜日を休んだ方が、あと火曜日以降の活動がしやすいのではないかと御意見がございますのと、それとあと、そういうことからしますと会館も管理上も他市の休館日の例といいますと、やはり月曜日の方が会館管理上もよろしいかなということもございまして、いろいろと検討しまして火曜日を月曜日に休館日を変更したというところで、六日間ほとんど変わりはなくて、サービスも変わりはないけれども、そういう意味で市民の利用状況のニーズの御意見、あるいはその運用上の問題から考えまして火曜日を月曜日に改めたいと思っておりますのでよろしく願います。

○十三番（遠藤洋一君） 今の五十二号から一括の提案になった条例に関しては市民の利用というところがやはり一番に必要な、利用としても必要なところだと思ふのです。そういうことからいえば、まずは市民の皆さんの意見がこうであって、それで管理、運営上もこうだというふうな形での提案理由もするべきであるというふうな意見を述べて終わりたいと思います。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十二号から議案第五十五号までの四案は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号から議案第五十五号までの四案は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十一、議案第五十七号、東京都市収益事業組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。